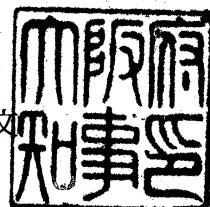


工政第1231号  
令和3年6月8日

大阪府環境審議会  
会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

大阪府では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」をめざすべき将来像に掲げ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 40% 削減することを目標とした「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「実行計画」という。）を 2021 年 3 月に策定しました。

実行計画においては、2030 年に向けた基本的な考え方として、これまで以上の省エネ・省資源に取り組むとともに、同じエネルギー量・資源量を利用するにしても、再生可能エネルギーなど二酸化炭素の排出が少なくなる選択を促進していくことなどを示しています。

2030 年度の削減目標の達成に向けては、温室効果ガス排出量に大きな影響を与える電気の排出係数を的確に把握した上で低減を図ることが重要であり、府域に電気を供給する小売電気事業者等から電力販売量データを入手するとともに、再生可能エネルギー電気の供給拡大を促進していく必要があります。

また、府域の温室効果ガス排出量のうち、大阪府温暖化防止等に関する条例（以下「条例」という。）に基づくエネルギーを多量に使用する事業者（以下「特定事業者」という。）による排出量は産業・業務部門の合計の約 6 割を占めています。これまでも、特定事業者による対策計画書・実績報告書の届出制度などの取組みを推進してきましたが、2030 年度の削減目標を達成するためには、この取組みをさらに強化する必要があります。

つきましては、条例に基づく特定事業者及び小売電気事業者といった「事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方」について、貴審議会の意見を求めるものです。